

2011年5月25日 全10頁

国債格付とバーゼル規制

資本市場調査部制度調査課
吉井 一洋

S & Pの格付見直しとリスク・ウエイトへの影響

[要約]

- 2011年4月27日、スタンダード・アンド・プアーズレーティング・サービスズ（以下「S & P」という）※は、日本の長期国債の格付を、「AA-安定的」から「AA-ネガティブ」に変更した。
※S & Pは金融商品取引法上の無登録格付機関
- バーゼル規制の標準的手法では国債について「AA-」は、まだリスク・ウエイト 0%の水準だが、そのすぐ下の「A+」では20%となる。銀行等向け債権も、ソブリンに連動させる方法を採用している国・地域（わが国も含む）の場合は、リスク・ウエイトは50%となる。
- ただし、わが国の銀行等が保有する場合、円建て国債のリスク・ウエイトは格付に関係なく0%、円建ての銀行等向けの債権のうち短期（3ヶ月以内）の債権の場合は、格付に関係なく20%のリスク・ウエイトが適用される。長期債権はソブリン向け債権の格付に連動する。
- 海外の銀行等が保有する円建て国債やわが国の銀行等向け短期債権については、国・地域によっては、わが国と同様の取扱いが認められる可能性がある。わが国の銀行等向け長期債権も、ソブリンに連動させる方法を採用していない国・地域の場合は、ソブリン向け債権の格下げの影響を直接は受けない。ソブリン向け債権に連動する場合でも、複数の適格格付機関の格付がある場合は、2番目に低いリスク・ウエイトが適用されるし、カントリー・リスク・スコアを利用できる場合もある。即ち、今後、S & Pの日本の長期国債の格付が「A+」に引き下げられたとしても、わが国の国債や銀行等向け債権のリスク・ウエイトが直ちに引き上げられるわけではない。

1. わが国における長期国債格付の現状

◎2011年4月27日、スタンダード・アンド・プアーズレーティング・サービスズ（以下「S & P」という）¹が日本の長期国債の格付をAA-ネガティブとする旨を公表した。

◎わが国における銀行等の自己資本比率規制上の適合格付機関の現在の長期国債の格付は次のページの表1のとおりである。

◎OECDのカントリー・リスク・スコアでは日本は一番リスクが低い0、輸出信用機関である独立行政法人日本貿易保険でも、一番リスクが低いAとなっている。

¹ 同社は金融商品取引上の無登録格付機関である。

図表 1 自己資本比率規制上の適格格付機関による日本長期国債の格付

格付機関	日本の長期国債格付
スタンダード・アンド・プアーズレーティング・サービス（以下「S&P」という）※	AA- ネガティブ（金商法上の無登録格付）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「Moody's」という）※	Aa2 ネガティブ（金商法上の無登録格付）
フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という）※	円建の場合 AA-安定的（金商法上の無登録格付） 外貨建の場合 AA安定的（金商法上の無登録格付）
株式会社格付情報センター（以下「R&I」という）の格付	AAAネガティブ
株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という）の格付	AAA安定的

※ 金融商品取引法（金商法）上の無登録格付機関である。

（出所）各社HPなどに基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

2. バーゼル規制のリスク・ウエイトへの影響（標準的手法の場合）

(1) 国債のリスク・ウエイトへの影響

i. 国内銀行等保有分

- ◎ソブリン向け債権のリスク・ウエイトで見るとAA-ネガティブは、まだリスク・ウエイト 0%の水準であるが、すぐ下のA+は、リスク・ウエイト 20%の水準となる。
- ◎もっとも、わが国の標準的手法適用行が円建ての日本国債を保有している場合については、上記格付に関係なく、リスク・ウエイトは0%となる。

ii. 海外銀行等保有分

- ◎海外の銀行等が保有する日本国債の場合は、格付に関係なく 0%のリスク・ウエイトを適用するというわが国の特例がそのまま適用されるわけではない。バーゼル規制の原文では、海外銀行等の監督当局においても、同様の取扱いを認めてもよいこととされているが、強制ではない。各国・地域での取扱いと今後の格付の動向によっては、リスク・ウエイトが 20%に引き上げられる可能性はある。
- ◎ちなみに、EUや英国では、ECやEEAと同等以上の監督及び規制の取極めを適用しているEU域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウエイトよりも 1~2 ポイント低いリスク・ウエイトを、当該国の通貨で調達した当該国のソブリン（又は中央銀行）向けの当該国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国や英国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。
- ◎米国では、バーゼルⅡの標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、OECD加盟国のソブリン（又は中央銀行）向け債権のリスク・ウエイトは0%とされている。
- ◎わが国の特例と同様又は類似の特例が適用されない場合でも、海外銀行等の設立国において複数の適格格付機関が格付している場合は、バーゼル規制の原文では、その銀行が選択している適格格付機関の格付に基づくリスク・ウエイトのうち、低い方から 2 番目のリスク・ウエイトを用いることとされている。

したがって、S & Pの格付のみが、A+にダウングレードしただけで、直ちにリスク・ウェイトが20%に引き上げられるわけではない。

- ◎もっとも、Moody's やフィッチの格付でも同様にA1 やA+に引き下げられた場合は、注意が必要である。海外においては、国によっては、R&I や JCR が適格格付機関に指定されていないことも留意する必要がある²。ちなみに、JCRはフランス、ベルギー、ルクセンブルク、
- ◎なお、ソブリン向け債権のリスク・ウェイトに関しては、バーゼル規制の原文では、監督当局の裁量により、輸出信用機関（E C A）がソブリン向けに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよいこととされている。EUや英国ではこのような取扱いを認めている。

(2) 銀行等向け債権³のリスク・ウェイトへの影響（標準的手法の場合）

i. 国内銀行等保有分

- ◎わが国では、銀行等⁴向け債権のリスク・ウェイトに関しては、バーゼル規制の原文のオプション1を採用している。即ち、設立国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段階高いリスク・ウェイトを付与する方法を用いている。
- ◎ソブリン向け債権のリスク・ウェイトがAA-ネガティブの段階では、銀行等向け債権のリスク・ウェイトは20%の水準であるが、すぐ下のA+は、リスク・ウェイト50%の水準である。
- ◎もっとも、ソブリン向け債権に複数の格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアがある場合は、国内銀行等の使用する適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアのうち最も低い方から2番目のリスク・ウェイトを用いることとされている。したがって、S & Pの格付のみが、A+にダウングレードしたとしても、直ちにリスク・ウェイトが50%に引き上げられるわけではない。Moody's やフィッチでも同様にA1 やA+に引き下げられた場合は、注意が必要であるが、その場合でも、R & I や J C Rの格付がA+まで引き下げられるにはまだ相当の格下げが必要であり、カントリー・リスク・スコアでもわが国が一番リスクの低い国に分類されていることも考えると、簡単にリスク・ウェイトが50%に引き上げられる可能性は低いと思われる。ちなみに、わが国の地方銀行では、S & P、Moody's、R & I、J C Rを適格格付機関としている銀行が多い模様である。カントリー・リスク・スコアを用いている旨を注記している銀行は少ない。
- ◎なお、円建てで調達した円建ての短期債権については、上記に関係なく、20%のリスク・ウェイトが適用される。

ii. 海外銀行等保有分

- ◎他方、海外の銀行等が保有するわが国の銀行等⁵向け債権の場合は、その海外銀行等の監督当局が、わが国と同様に、バーゼル規制の原文のオプション1を採用していれば、わが国の国債のA+格への格下げ

² R & Iは、マレーシア中央銀行と香港の金融管理局からバーゼル規制上の適格格付機関として認められている。J C Rは、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツの規制当局からバーゼル規制上の適格格付機関として認められている。

³ 銀行等の資本調達手段に該当する場合は、リスク・ウェイトは100%

⁴ バーゼル規制又はこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む）の適用を受ける第一種金融商品取引業者も同様に取り扱われる。

⁵ バーゼル規制（特にリスク・ベースの自己資本規制）による監督規制の取極めと類似の取極め（系列子会社を含めた連結ベースの規制・監督）に従っている証券会社も同様に取り扱われる。

にともない、リスク・ウェイトが50%に引き上げられる可能性がある。オプション2を選択している国・地域の銀行等の場合は、わが国の国債の格下げは、わが国銀行等向け債権のリスク・ウェイトに直接には影響を与えない。

- ◎オプション1を選択している国・地域の場合でも、複数の格付機関の格付があれば、その銀行が選択している適格格付機関の格付に基づくリスク・ウェイトの最も低い方から2番目のリスク・ウェイトを用いることとされている⁶。したがって、S&Pのわが国の国債の格付のみが、A+にダウングレードされたとしても、わが国の銀行等向け債権のリスク・ウェイトが直ちに50%に引き上げられるわけではない。
- ◎もっとも、Moody'sやフィッチでも同様にA1やA+に引き下げられた場合は、注意が必要である。前述したように、海外においては、国によっては、R&IやJCRが適格格付機関に指定されていないことも留意する必要がある。
- ◎ちなみに、米国ではまだ、バーゼルⅡの標準的手法は導入されておらず、内部格付手法採用行でない場合は、OECD加盟国の政府向け債権のリスク・ウェイトは20%とされている。
- ◎EUの自己資本比率規制では、バーゼル規制原文と同様に、オプション1、オプション2の適用を認めている。英国はオプション2を適用しているので、ソブリンのリスク・ウェイトの変更の影響を直接には受けない。
- ◎わが国の銀行等向けの短期債権については、保有する海外銀行等の監督当局がオプション1を選択した場合、バーゼル規制の原文では、長期債権と同様に取り扱われる⁷。
- ◎EUの自己資本比率規制では、20%のリスク・ウェイトが適用される。さらに、EUでは、上述したとおり、ECと同等以上の監督及び規制の取極めを適用しているEU域外の第三国の権限ある政府が、本来適用されるべきリスク・ウェイトよりも1~2ポイント低いリスク・ウェイトを、自国の通貨で調達した自国のソブリン（又は中央銀行）の自国通貨建て債権に適用している場合は、EU加盟国の銀行等においても同様の取扱いを適用してよいこととしている。この特例を適用している場合は、当該第三国の当該国の通貨で調達した残存期間3ヶ月以内の当該国通貨建ての銀行等向け債権に対して、当該国のソブリン（又は中央銀行）向け債権よりも1ランク高いリスク・ウェイトを適用することができる。即ち、わが国の円建ての国債に対して、わが国での取扱いと同様に、格付に関係なく0%のリスク・ウェイトの適用を認める場合、残存期間3ヶ月以内のわが国の銀行等向けの円建て債権に対しては20%のリスク・ウェイトを適用することができる。英国においても、同様の特例が認められている。

⁶ ベースとなるソブリン向け債権のリスク・ウェイトに関しては、バーゼル規制の原文では、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリン向けに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよいこととされている。EUもこのような取扱いを認めている。

⁷ 海外銀行等の監督当局が、円建ての日本国債に対して、わが国と同様に、格付に関係なく0%のリスク・ウェイト適用を認めている場合の取扱いは、バーゼル規制の原文では、必ずしも明確ではない。

参考 ソブリン向け債権、銀行等・証券会社向け債権のリスク・ウエイト

(1) わが国の標準的手法におけるリスク・ウエイト

i. ソブリン向け債権

◎銀行等の自己資本比率規制においては、わが国の告示では、中央政府及び中央銀行向け債権の標準的手法におけるリスク・ウエイトは、格付又はカントリー・リスク・スコアに応じ、下記のとおり定められている。

①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～Baa3	Ba1～Ba3	B1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB-	B+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～BB	BB～B-	B-未満	無格付
リスク・ウエイト	0%	20%	50%	100%		150%	100%

※ パーゼルIIにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウエイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウエイト	0%		20%	50%	100%			150%

◎ただし、日本国政府及び日本銀行向けの円建ての債権で円建てで調達されたもののリスク・ウエイトは、格付機関の格付やカントリー・リスク・スコアに関係なく 0%とされている。したがって、円建ての日本国債のリスク・ウエイトは0%である。

ii. 銀行等向け債権⁸

◎銀行等（預金金融機関）向けの債権は、個々の銀行等・証券会社ごとの格付ではなく、設立国の中央政府の格付又はカントリースコアに連動して決定される。

⁸ 脚注1参照

①適格格付機関の付与する格付による場合

信用リスク区分	3-1	3-2	3-3	3-4	
S & P の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
Moody's の格付	Aaa～Aa3	A1～A3	Baa1～B3	B3 未満	無格付
フィッチの格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
R&I の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
JCR の格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

※ バーゼルⅡにおける適格格付機関の格付と告示上のリスク・ウェイトとの対応関係（マッピング）について（平成18年3月31日 金融庁）による

②カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト	20%		50%	100%				150%

◎ただし、円建てで調達された銀行等向けの円建ての短期債権（信用供与を受けた日から満期までの期間が3ヶ月以内）のリスク・ウェイトは上記に関係なく20%とされる。

◎銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

(2) バーゼル規制原文の標準的手法におけるリスク・ウェイト

i. ソブリン向け債権

◎ソブリン（又は中央銀行）向け債権のリスク・ウェイトは、適格な外部信用評価機関（E C A I）の格付に応じて次のように定めている。

信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

◎ただし、各国の選択により、自国通貨で調達された自国通貨建ての自国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権については、上記よりも低いリスク・ウェイトを適用できる（わが国はこの選択肢を活用している）。この取扱いが適用された場合、他の監督当局も監督下の銀行に対し、当該通貨で調達された当該通貨建てのソブリン（又は中央銀行）向け債権に、同じリスク・ウェイトの適用を認めてよいこととされている。

◎ソブリン向け債権のリスク・ウェイトの決定においては、監督当局の裁量により、輸出信用機関（E C A）がソブリンに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよい。リスク・スコアが適格となるためには、E C Aはリスク・スコアを公表し、O E C D方式に従っていないとてはならない。E C Aのリスク・ストアによるリスク・ウェイトは次のとおりである。わが国でも、O E C Dもしくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアの使用を認めている。

E C A リスク・スコア	0～1	2	3	4～6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

ii. 銀行等向け債権⁹

◎銀行等向け債権の取扱には次の2つのオプションがある。各国の監督当局は、その管轄地域の全ての銀行に対してこのうちの1つを適用する。

オプション1：設立国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段階高いリスク・ウェイトを付与する方法。この場合のリスク・ウェイトは下記のとおりである。

ソブリンの信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%		150%	100%

オプション2：外部信用評価機関（E C A I）による当該銀行等・証券会社向け債権の格付に基づき下記のとおり、リスク・ウェイトを付す。この場合、短期債権（原契約期間が3ヶ月以下の債権）には、20%を下限として一段階低いリスク・ウェイトを適用してもよい（短期債権の特例1）。

銀行等・証券会社の信用格付	AAA～AA-	A+～A-	BBB+～BBB-	BB+～B-	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%		100%	150%	50%
短期債権の特例	20%			50%	150%	20%

◎各国の監督当局が、本国通貨で調達された本国通貨建ての本国のソブリン（又は中央銀行）向けの債権について低いリスク・ウェイトを適用する場合は、オプション1、2いずれを選択している場合であっても、本国通貨で調達された本国通貨建ての短期債権のリスク・ウェイトは、そのソブリン向け債権のリスク・ウェイトよりも一段低いリスク・ウェイトを適用することができる（短期債権の特例2）。

◎オプション2を適用する場合、インターバンクの短期債権については、個別の短期格付の有無に応じて次のように取り扱う。

- 原契約期間が3ヶ月以内の短期債権について、短期格付が無い場合は、上記の短期債権の特例1、2を適用する。
- 短期格付があり、当該格付が上記優遇措置よりもさらに有利又は同等のリスク・ウェイトに変換される場合、当該短期格付は当該短期債権のみに適用される。
- ある銀行向け債権の短期格付が不利なリスク・ウェイトに変換される場合、インターバンク向け短期債権の優遇措置を適用することはできない。全ての無格付の短期債権には、当該短期格付に対して適用されるのと同じリスク・ウェイトを適用すべきである。

◎銀行等向けの債権が当該銀行等の資本調達手段である場合には、リスク・ウェイトは100%となる。

⁹ 脚注2参照

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

以 上

この情報は、平成 22 年 10 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

以 上

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス用)

当書面は、金融商品取引法の改正により格付会社に対する規制が導入されたことを受けて、ご案内するものです。

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

以 上

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。